インフォメーション

令和7年12月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

通勤手当の非課税限度額の引上げ 令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当から適用

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が交付され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。 <u>この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当</u> (同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。) について適用されます。

このため、<u>改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和7</u>年分の年末調整で対応が必要となることがあります。

【改正後の非課税限度額】 改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

	分	課	税	ė.	n	な	to.	金	名頁
区		改 (令和7年)	正 4月1日		炎 適用)		改	正	前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支 給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)					同		左
② 自動車や自転車 などの交通用具 を使用している 人に支給する通 動手当	通勤距離が片道 55km 以上 である場合	38,700 円						31,600 円	
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合	32, 300 円					:	28,000 円	
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	25, 900 円					3	24,400 円	
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	19,700 円					¥	18,700 円	
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	13,500 円						12,900 円	
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合		7,	300	円				7,100 円
	通勤距離が片道 2 km 以上 10km 未満である場合		-4,	200 F	1		同		左
	通勤距離が片道 2 km 未満 である場合		(全着	質課税))		同		左
③ 交通機関を利用している人に支給する通 動用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)					同		左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交 通用具も使用している人に支給する通勤手当 や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と ②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)				同 左			

【課税済みの通勤手当についての精算】

改正前に既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、<u>改正後の非課税限度額を適用した場合に過納</u>となる税額がある場合には、令和7年分の年末調整の際に精算することになります。

(注)既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続きは不要です。また、年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

【年末調整の際における具体的な手続き】

○年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例をご確認下さい。 https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/pdf/02.pdf

【給与所得の源泉徴収票の記入】

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

(注) 年の中途に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額 欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付します。